

令和元年度港区指定文化財の指定について

港区文化財保護条例第4条の規定に基づき、令和元年度港区指定文化財を下記のとおり、指定しました。

1 経緯

- 令和元年8月9日 港区教育委員会から港区文化財保護審議会へ諮問
令和元年9月12日 港区文化財保護審議会から港区教育委員会へ答申
令和元年9月24日 港区教育委員会において審議、決定

2 指定文化財の名称等

- (1) 有形文化財 建造物 (別紙1)
旧公衆衛生院 1棟
所有者：港区
- (2) 有形文化財 彫刻 (別紙2)
木造二天立像 2軀
所有者：徳川恒孝
- (3) 有形文化財 古文書 (別紙3)
徳川秀忠署判浄土宗諸法度 1点
所有者：宗教法人 増上寺
- (4) 有形文化財 古文書 (別紙4)
曲直瀬家文書 106点
所有者：学校法人 慶應義塾

3 周知方法

- (1) 「広報みなと」 11月1日号に掲載
(2) 「ミナトマンスリー」 11月号に掲載
(3) 「港区ポータルサイト」 ホームページ 11月1日に掲載
(4) 「港区立郷土歴史館」 ホームページ 11月1日に掲載

- 1 種 別 有形文化財 建造物
- 2 名 称 旧公衆衛生院
- 3 員 数 1 棟
- 4 所在の場所 港区白金台四丁目 6 番 2 号
- 5 所 有 者 港区
- 6 理 由

地下 1 階、地上 6 階、搭屋 3 階、延床約 15,000 m²のこの建造物は、昭和 13 (1938) 年 10 月、内田^{よしかず}祥三の設計、大倉土木の施工により公衆衛生院として竣工しました。建設資金として米国ロックフェラー財団の援助を受けています。

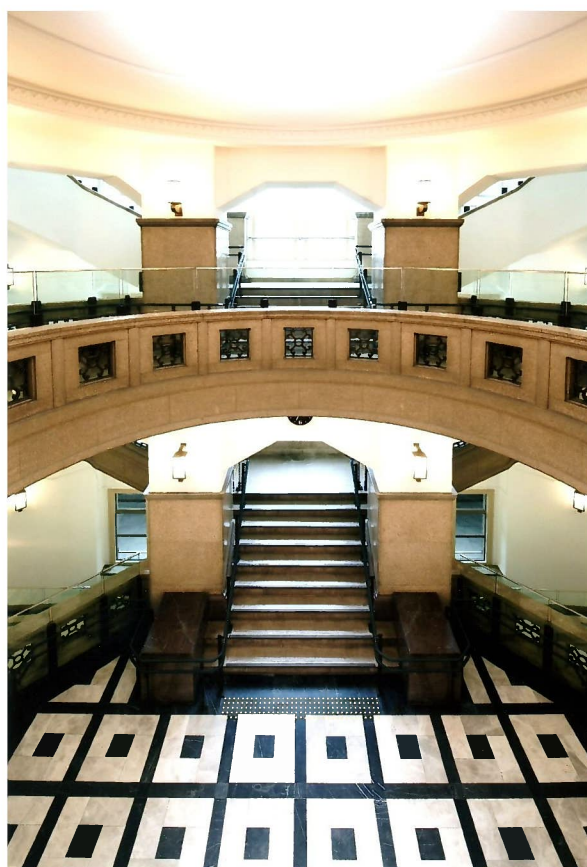
この建物は、内田ゴシックと呼ばれている内田独自の意匠です。垂直にのびた中央棟と左右に広がる翼状の棟から構成された左右対称の威厳ある外観が特徴的で、入り口部分にはリズムカルな 5 連アーチが設けられ、来館者を迎え入れます。玄関を通り過ぎると 2・3 階吹き抜けの中央ホールが配され、背面に設置された大窓とまわり階段、それらを装飾する金属製のレリーフが特徴的な空間を構成しています。3 階には、院長室、次長室が配されており、いずれも木質材が多用されていることが特徴的です。このほか、公衆衛生院時代に式典や研究発表の場として利用されていた 340 席を有する講堂や、図書閲覧室及び、書架が建設当初の姿のまま残されています。

同時代において最も優れた作品として、指定にふさわしい建造物と考えられます。

旧公衆衛生院



外観



中央ホール

- 1 種 別 有形文化財 彫刻
- 2 名 称 ^{もくぞうにてんりゅうぞう}木造二天立像
- 3 員 数 2 軀
- 4 所在の場所 港区芝公園三丁目 3 番 有章院霊廟二天門
- 5 所 有 者 ^{つねなり}徳川恒孝
- 6 理 由 有章院（七代将軍徳川家継^{いえつぐ}）霊廟の惣門である二天門（国重要文化財）に安置される二天像です。体内には享保元（1716）年、幕府や禁裏の御用を務めた京都七条仏師^{しちじょうぶっし}の二十八世法橋康傳^{ほつきょうこうでん}が弟子とともに造像した旨が墨書されます。また、七条仏師の事績を記した「本朝大佛師正統系図^{ほんちょうだいぶっしせいとうけいず} 并末流^{ならびにまつりゅう}」からも、本像が霊廟建立に際し二天門に安置されたものであることがわかります。寄木造で彩色が施され、玉眼^{ぎよくがん}が嵌入^{かんにゆう}されています。忿怒^{ふんぬ}の相を表し、手に筆^{かんす}と卷子^{こうもくてん}を持つ広目天^{たいないめい}と、体内銘に多聞天^{たもんでん}と記され右手を腰に当て左手に戟^{げき}と執る姿の二天像で、二邪鬼^{じゃき}の上ですっきりと立っています。像高^{ぞうこう}は各々219.0 cmと212.1 cmです。着甲^{ちやっこう}の様子や彩色も丁寧で、いずれも七条仏師の伝統的で堅実な作風を示しています。作者・制作年・制作背景ともに明らかで、京仏師の徳川幕府にかかわる造像活動を示す上でも基準的な作例と考えられ、指定にふさわしい彫刻です。

木造二天立像



左：広目天 右：多聞天

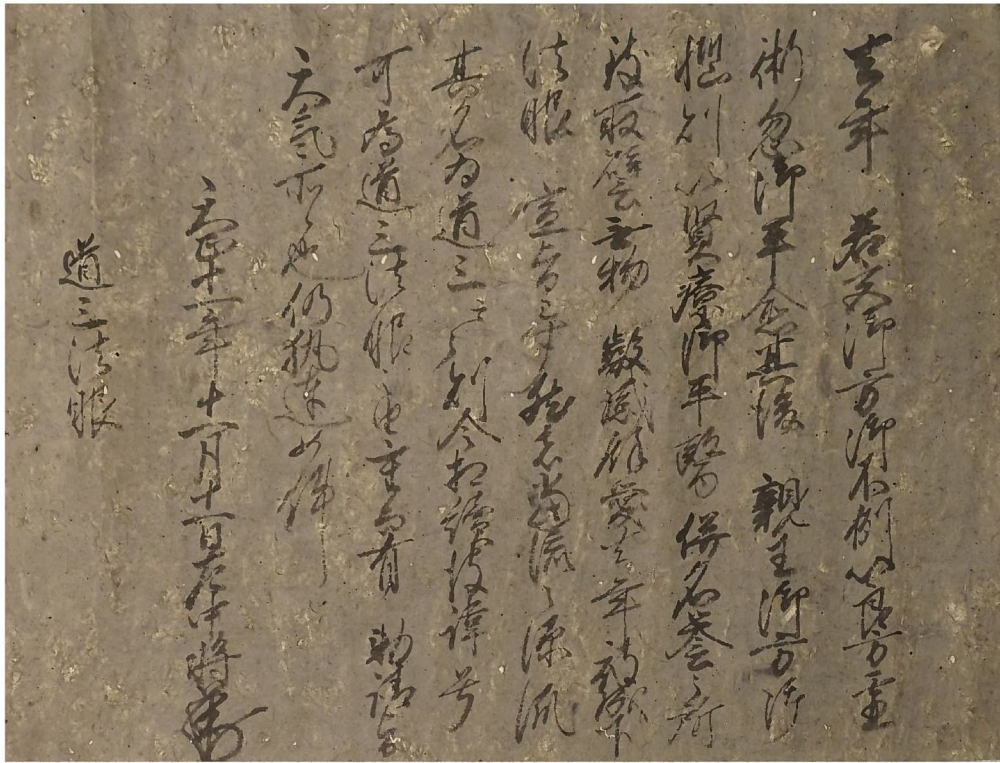
- 1 種 別 有形文化財 古文書
- 2 名 称 ^{とくがわひでただしよはんじょうどしゅうしよはつと}
徳川秀忠署判浄土宗諸法度
- 3 員 数 1 点
- 4 所在の場所 芝公園四丁目 7 番 35 号
- 5 所 有 者 宗教法人 増上寺
- 6 理 由 ^{げんな}
元和 2 (1616) 年 11 月に発給された江戸幕府の寺社法度で、
増上寺が宛名となっていますが、対象は浄土宗の宗派全体に及ん
でおり、二代将軍徳川秀忠の^{かおう}花押が記されています。形態は^{かんず}卷子
で、^{たてがみ}堅紙を^{りょうし}継いで料紙としていますが、その継ぎ目裏には秀忠の
印章が黒印で押されています。

前年 7 月には徳川家康の花押が記された浄土宗法度が発給されてお
り、末尾に家康^{しよはん}署判の浄土宗法度を厳守すべき旨が記されて
いますが、35 か条の記載内容や宛名などで、家康署判の浄土宗
法度との違いはほとんどありません。

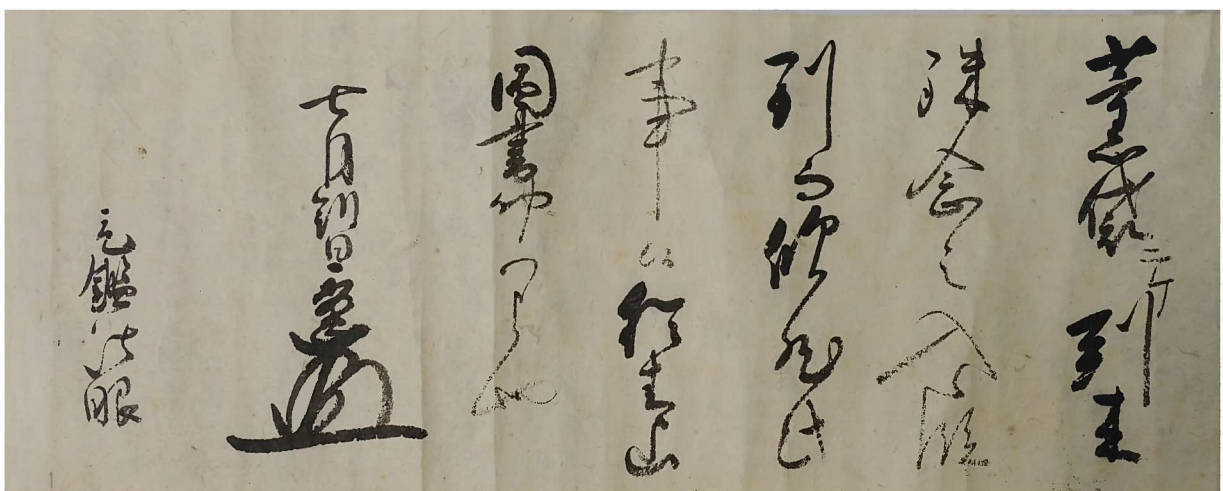
家康の死去後、秀忠が名実ともに幕府の最高権力者となる中で、
家康の対浄土宗政策の路線を継承したことを示し、江戸幕府初期
の寺社政策の一端を^{うかが}窺える貴重な文書です。なお、平成元年に
港区指定文化財に指定された「増上寺所蔵文書」の 14 通のなか
には、家康署判の浄土宗法度が「徳川家康署判浄土宗法度」とし
て含まれているため、今回、「増上寺所蔵文書」に追加指定すべ
きものです。

- 1 種 別 有形文化財 古文書
- 2 名 称 曲直瀬家文書
ま な せ
- 3 員 数 106 点
- 4 所在の場所 三田二丁目 15 番 45 号
- 5 所 有 者 学校法人 慶應義塾
- 6 理 由 曲直瀬家文書は、初代曲直瀬道三（1507～1594）を始めとする曲直瀬（今大路）家に伝来する文書です。106 点のうち、105 点が巻子、1 点が折本です。内容は、朝廷や幕府が曲直瀬家に対して発給した文書、初代～五代道三の自筆本・書状、曲直瀬家の人物が作成した詩文類、曲直瀬家の門人関係文書、処方した薬の記録、各種証文、曲直瀬家の家譜、曲直瀬家の人物宛の書状など、中世から幕末にいたるまで多岐に渡ります。
- 曲直瀬家は、天正 2（1574）年に正親町天皇に召される一方、徳川家康のもとで仕えたことを契機に幕府の医師となった家で、典薬頭の官職を世襲する名門でした。家長は代々「道三」を名乗り、初代道三は医学書である『啓迪集』などを著述、正親町天皇を診療しました。また、足利義輝（室町幕府十三代将軍）や織田信長、豊臣秀吉、徳川家康らと交流を持つなど、文化人としても一流の人物でした。三代目道三は、後陽成天皇から今大路の家号を賜り、以後は今大路氏を名乗って徳川家に仕えました。
- 朝廷からの口宣案をはじめ、羽柴（のちの豊臣）秀吉や毛利輝元、前田玄以（豊臣政権五奉行）らの文書も含まれており、時の権力者たちと交流を持ち、代々江戸幕府で重きをなした曲直瀬家の古文書は、医学関係の記録に留まらない多くの情報が記されています。港区に所在する文化財として大変貴重であり、指定にふさわしい古文書です。

曲直瀬家文書



おおぎまち りんじ
正親町天皇綸旨



徳川秀忠書状